

国土交通省・厚生労働省主催
平成27年度「建設工事における労働災害防止に関する説明会」

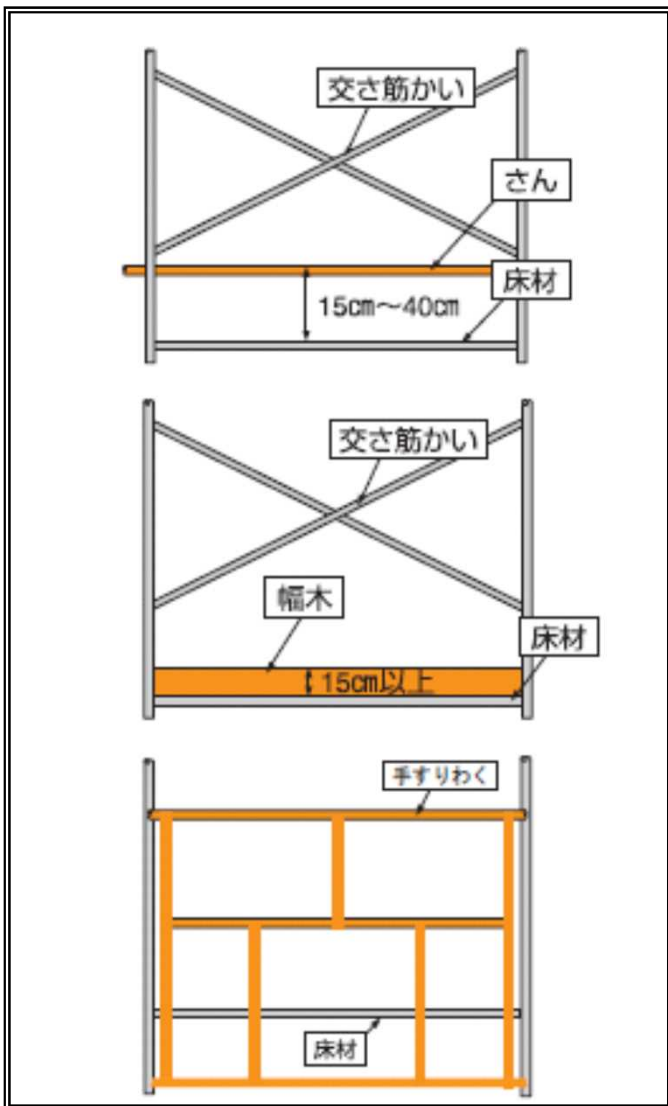
足場に係る 改正労働安全衛生規則等について

全国仮設安全事業協同組合

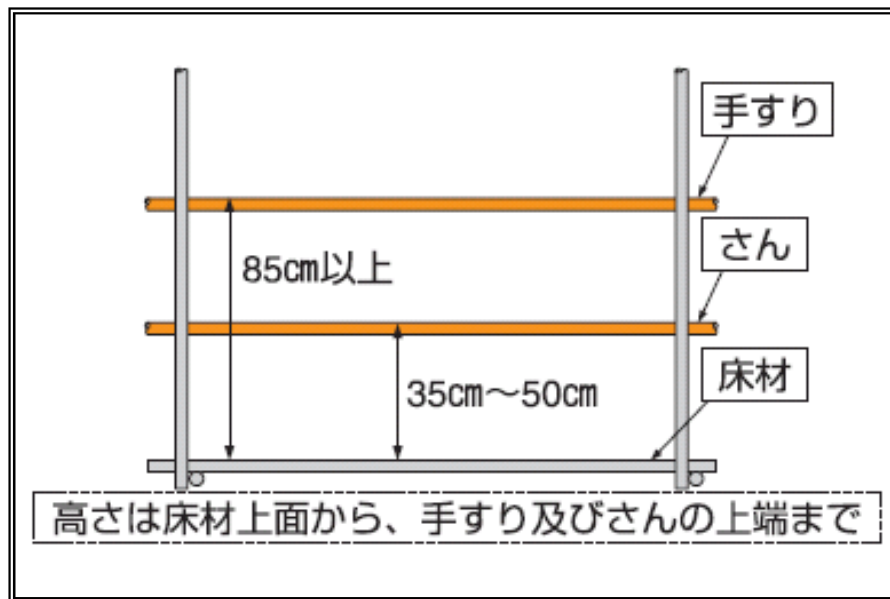
平成21年度労働安全衛生規則

改正概要

足場からの墜落・転落災害防止



わく組足場の場合(参考図)



わく組足場以外の足場の場合(参考図)
【単管足場、くさび緊結式足場など】

足場からの飛来・落下物による災害防止

☆厚生労働省

- ・労働者に対する措置(労働安全衛生規則等)

☆国土交通省

- ・主として第三者に対する措置(建築基準法等)

建築基準法施行令 第百三十六条の五(要約)

・工事をする部分が工事現場の境界線から水平距離が五メートル以内で、かつ、地盤面から高さが七メートル以上にあるとき、その他落下物によつて工事現場の周辺に危害を生ずるおそれがあるときは、工事現場の周囲を鉄網又は帆布でおおう等落下物による危害を防止するための措置を講じなければならない。

建設工事公衆災害防止対策要綱(要約)

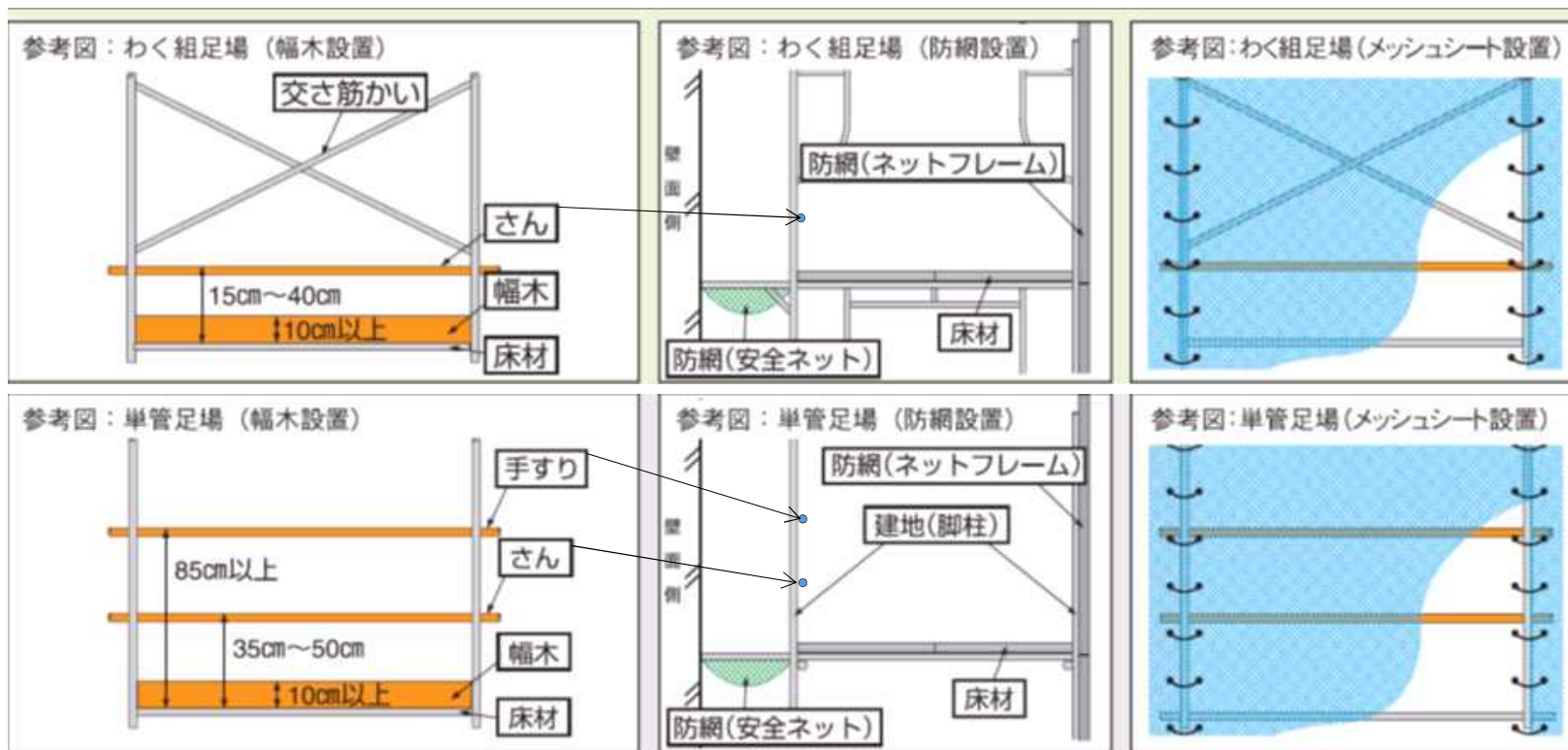
・外部足場から、ふ角七五度を超える範囲又は水平距離五メートル以内の範囲に隣家などがある場合には、足場の必要な部分を鉄網若しくは帆布で覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。

・施工者は、落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、ネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

厚生労働省の労働安全衛生規則(労働者を対象とした措置)

幅木(高さ10cm以上)、メッシュシート若しくは防網又はそれと同等の機能を有する設備を設置する。(第563条)

注) 機材の選択にあたっては、建築基準法等を考慮すること。



設置目的: 作業床からの落下物による労働者の災害防止措置

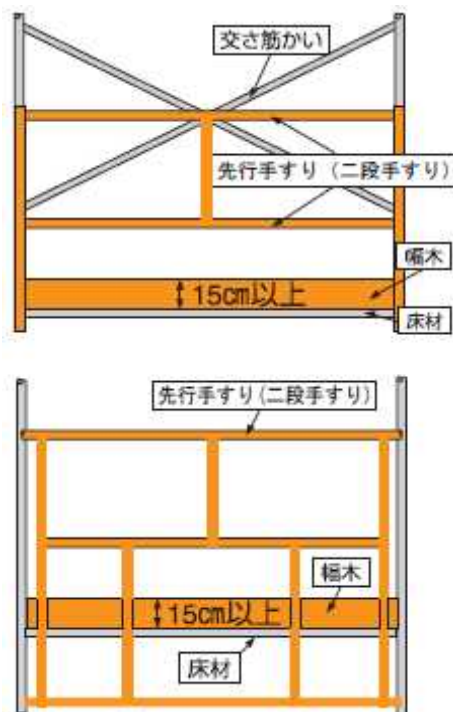
仕様書による発注条件(契約事項)

労働者を対象とした措置

【墜落災害防止対策】

『先行手すり』
+
『幅木』

「先行手すり」と「幅木」は、足場の組立、解体、使用時等の墜落防止措置ならびに物の落下防止措置として設置が義務づけられている。



第三者を対象とした措置

【公衆災害防止対策】

現場の立地条件等を考慮し、必要に応じて以下の中から適当なものを設置

- メッシュシート
- 垂直養生ネット
- 防音パネル
- ネットフレーム
- 防護棚(朝顔)

設置目的:労働者に対する措置と第三者に対する措置に分かれている

安全点検に関する事項

I 労働安全衛生規則

※足場での作業開始前の日々の点検を義務化した。

※足場の組立後、悪天候後等を実施する点検結果の記録、保存を義務化した。

II 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

(平成24年2月9日 基安発0209第1号)

※点検者の職氏名を記入できる足場等の種類別点検チェックリストに基づく点検の実施を指導。

※足場の組立後、悪天候後等を実施する点検の実施者については、足場等の機材の点検について、十分な知識・経験を有する者を指名するよう指導。

※作業開始前の日々の点検の実施者については、職長等当該足場の使用者の責任者から指名するよう指導。

平成27年度労働安全衛生規則等 改正概要

【足場からの墜落防止対策関係】

- 平成27年3月5日公布、7月1日施行 「足場に係る改正労働安全衛生規則」
- 平成27年3月31日付、基発第0331第9号厚生労働省労働基準局長通達『労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について』
手すり先行工法等の「より安全な措置」
- 平成27年5月20日付、基安発0520第1号労働基準局安全衛生部長通達『足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱』

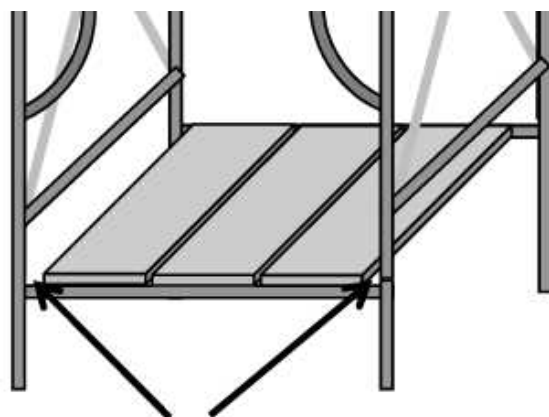
1. 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実(安衛則:第563条)

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

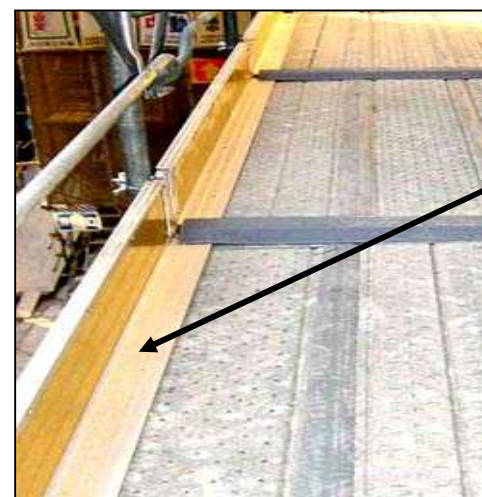
安衛則第563条で定める足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件に、以下の内容が追加されました。

① 床材と建地との隙間は12cm未満とすること。 が追加されました。

但し、12cm未満であってもメッシュシート等と作業床の隙間から、工具、端材、瓦礫等が落ちる危険が残るので、別途、この隙間からの飛来・落下防止措置を講ずる必要があります。



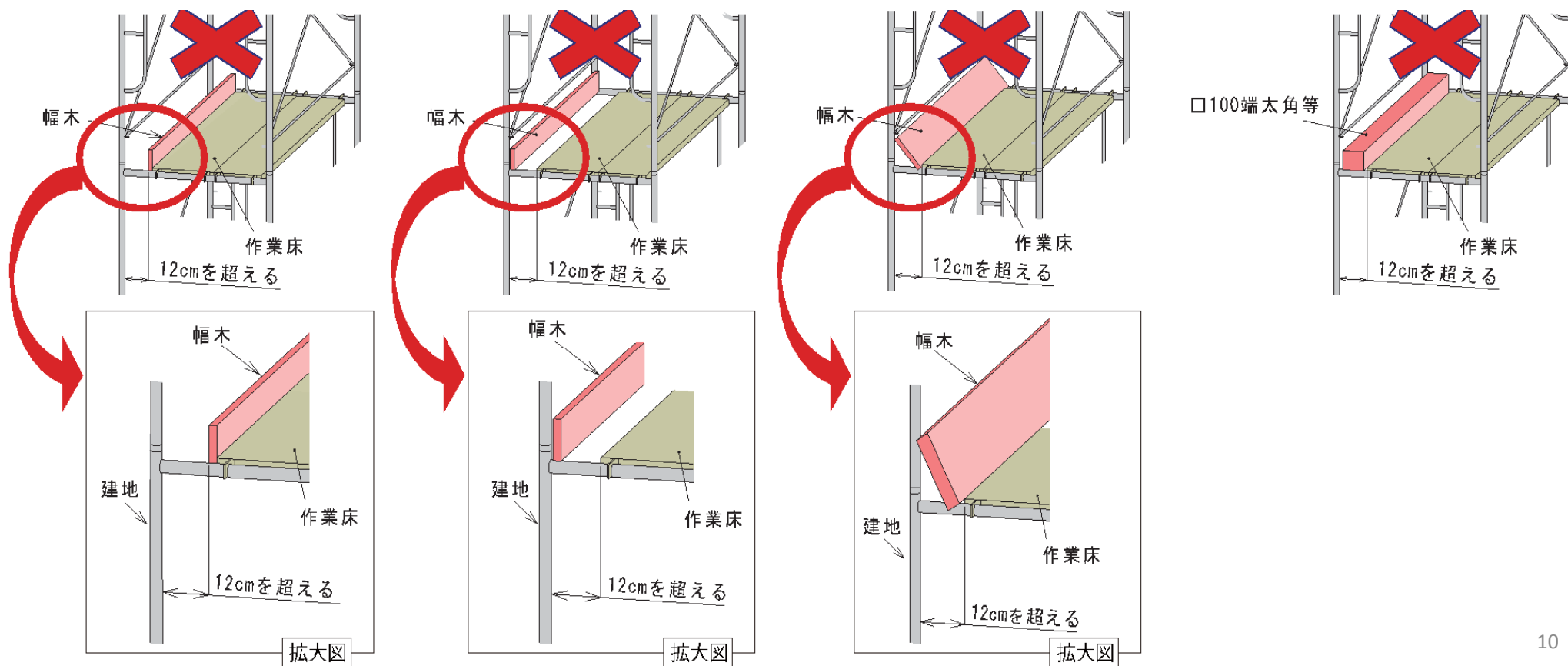
床材と建地との
すき間12cm未満



「床付き幅木」
の設置例

以下の方法は、すき間解消となりません。

床付きでない垂直又は傾けて設置した幅木、角材は、作業床としての機能を果たせないため、当該幅木等の有無に関係なく12cm未満とする必要があります。



附則 第3条（足場の作業床に関する経過措置）

はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、新安衛則第563条第1項第2号ハの規定（床材と建地との隙間は12cm未満とすること。）は、適用しない。（平成27年3月5日付官報より抜粋）

なお、この規定は次の場合において、防網を張る等床材以外のもので塞ぐ等の墜落防止措置を講じたときには、適用されません。

- ・はり間方向における建地と床材との両端の隙間の和が24cm未満の場合。
- ・曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合等、はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合。

1. 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第563条）

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備（足場用墜落防止設備）について、
- ・作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合は、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。
 - ・足場用墜落防止設備を取り外す箇所において関係労働者に作業させる場合は、安全帯を安全に取付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。が追加されました。
- ※ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置が追加されています。

2. 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第564条） 足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

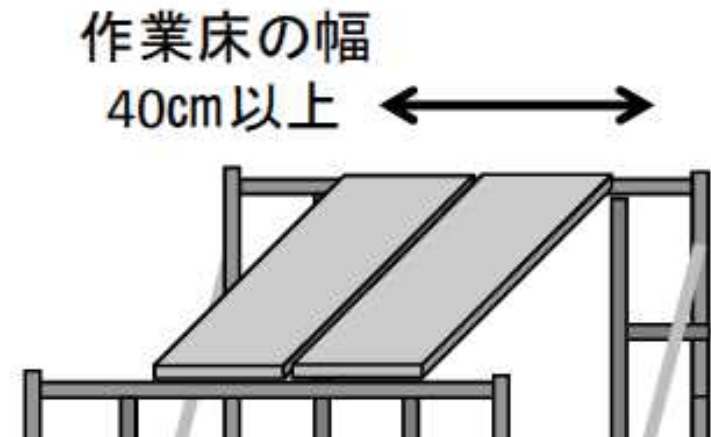
安衛則第564条で定める足場の組立て、解体又は変更（以下、足場の組立て等）の作業に係る墜落防止措置が、以下のように強化されました。

① 高さ5m以上から高さ2m以上の構造の足場まで適用範囲を拡大。

② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。

イ 作業床の幅20cm以上としていたものを、
幅40cm以上に拡幅。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。



2. 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実（安衛則：第564条） 足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止措置

② 足場材の緊結等の作業を行うときの措置。

□ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

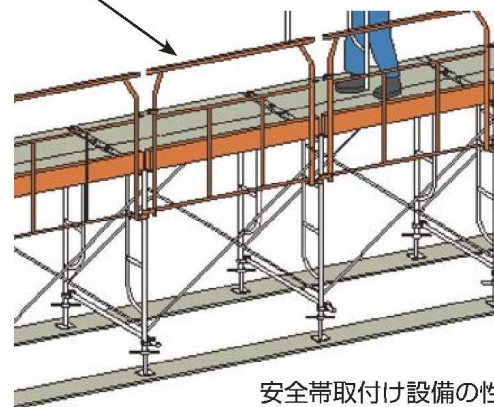
※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

手すり先行工法を積極的に採用！
手すりの設置を優先的に講ずるよう指導

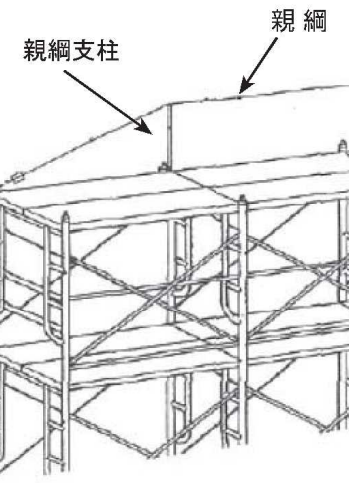
厚生労働省では、安全帯を安全に取り付けるための設備を設ける場合には、「足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導する」とされています。

（平成27年3月31日付通達 基発0331第9号より抜粋）

手すりわく（手すり先行工法による）



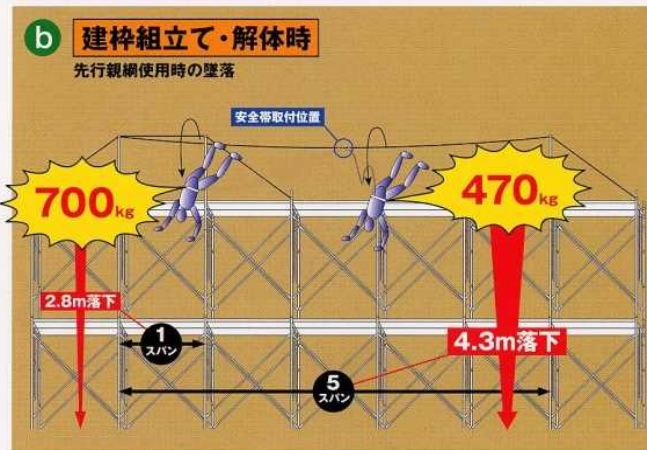
安全帯取付け設備の性能
※1わく（1スパン）に1人
（安全帯取付け設備の性能の有無を確認すること。）



安全帯取付け設備の性能
※スパン数に関係なく親網1本に1人

安全帯取付け設備の例

安全帯使用時の墜落による 衝撃荷重と落下高さ



※ダミー人形自重=85kg ※安全帯長さ1.7m(フック含む)
※落下高さは腰部安全帯の位置を基準

	落下高さ	衝撃荷重	安全帯取付位置
建枠組立時・解体時	a 2.6m	1,200kg	下部建枠横架材
	b 2.8m 4.3m	700kg 470kg	親網ロープ(1スパン) 親網ロープ(5スパン)
足場使用時	c 2.4m	370kg	先づけ手摺
	d 1.7m	950kg	作業階建枠補剛材

全国仮設安全事業協同組合

1. 手すり先行工法の定義

◎足場の組立

作業床を取付ける前に、手すり、中さん及び幅木を先行して設置して足場を組立てる。

◎足場の解体

最上層の作業床を取外すまで手すり、中さん及び幅木を残置しておき、常に手すり、中さん及び幅木が設置された状態で足場を解体する。

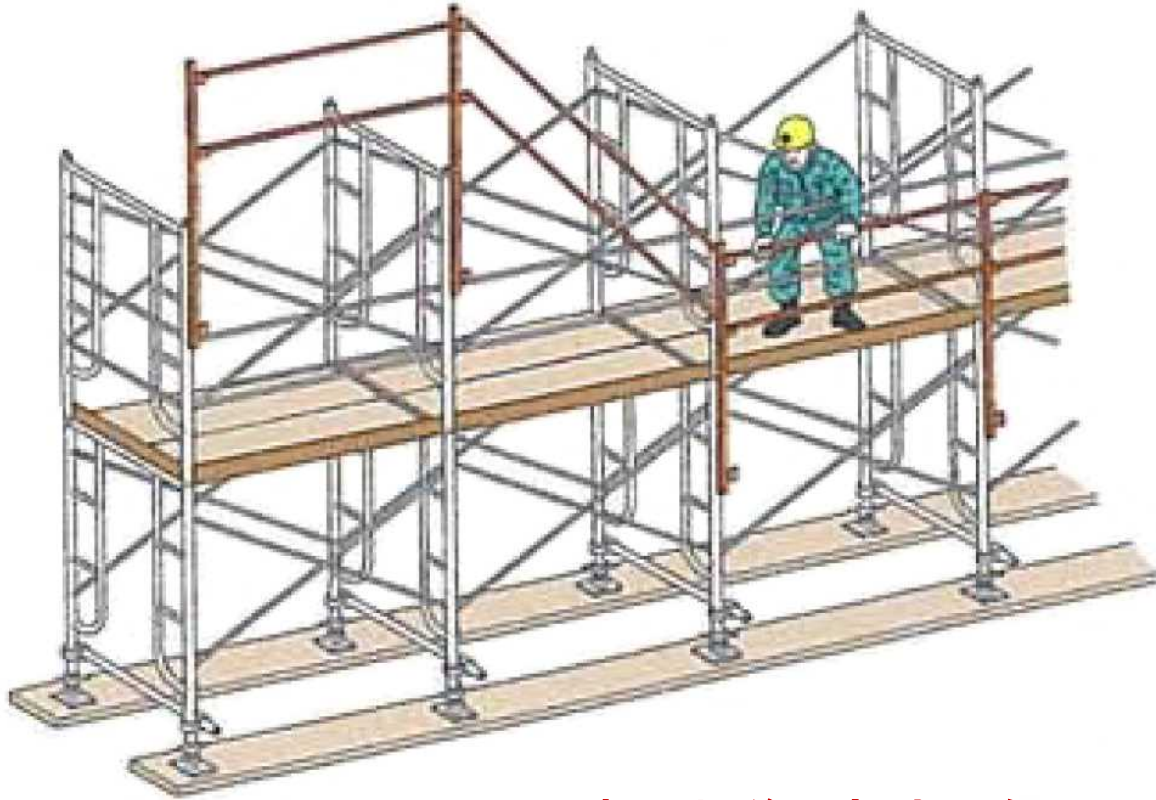
2. 手すり先行工法の種類

(1) 手すり先送り方式

(2) 手すり据置き方式

(3) 手すり先行専用足場方式

手すり先行工法の種類

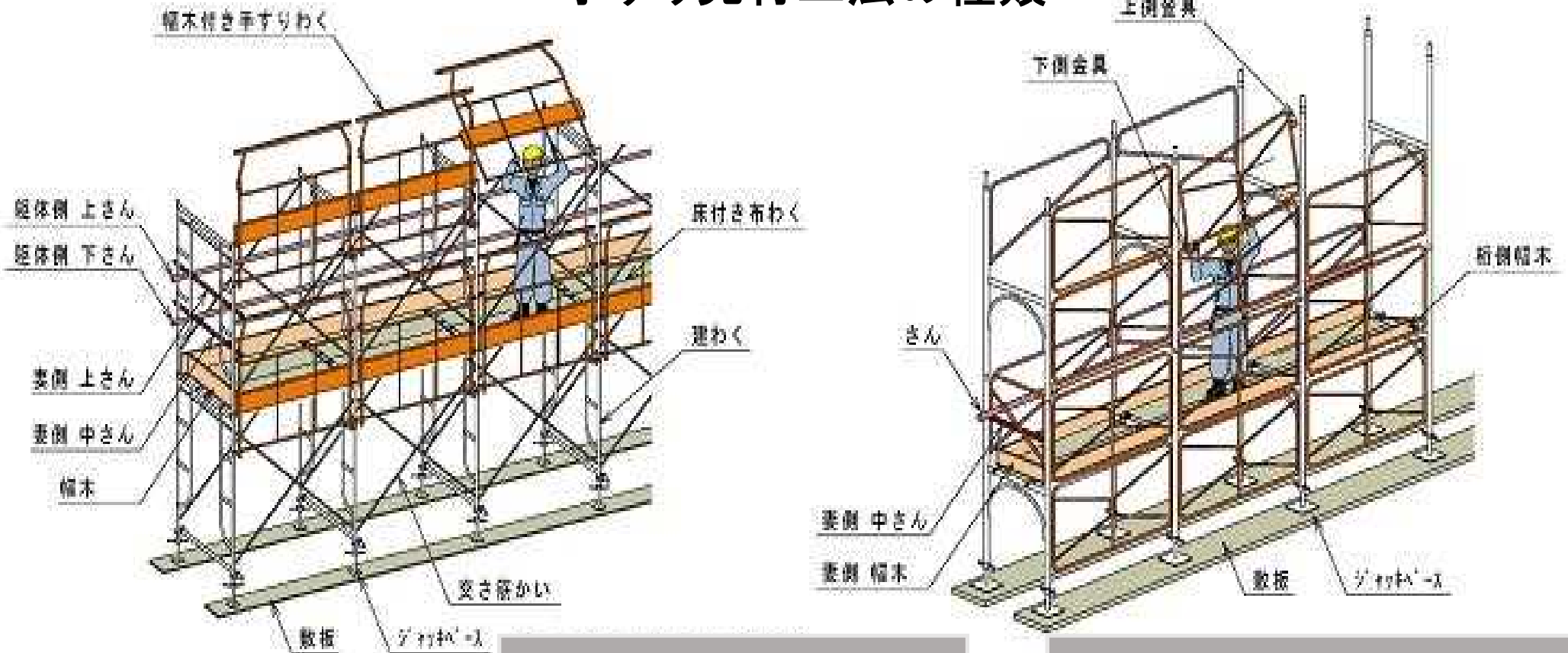


(1) 手すり先送り方式の例

※足場の組立て時においては、手すり、中さん及び幅木を別途設けてから、先送り手すりを盛り替える

※足場の解体時においては、組立て時に設けた手すり、中さん及び幅木が足場の各層に残置されている状態で先送り手すりを盛り替える

手すり先行工法の種類



(2) 手すり据置き方式の例

(3) 手すり先行専用足場方式の例

営繕部、住宅局の特記仕様書で定める手すり先行足場

わく組足場用先行手すりの例

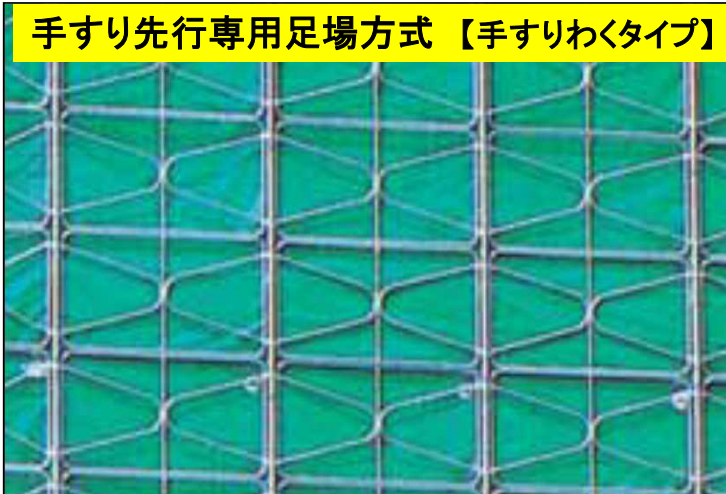
手すり据置き方式【幅木付手すりわく】



手すり据置き方式【ユニットタイプ】



手すり先行専用足場方式【手すりわくタイプ】



手すり先行専用足場方式【ユニットタイプ】



くさび緊結式足場用先行手すりの例



手すり先行工法でも防音パネルの設置は可能 (手すり据置き方式での施工例)



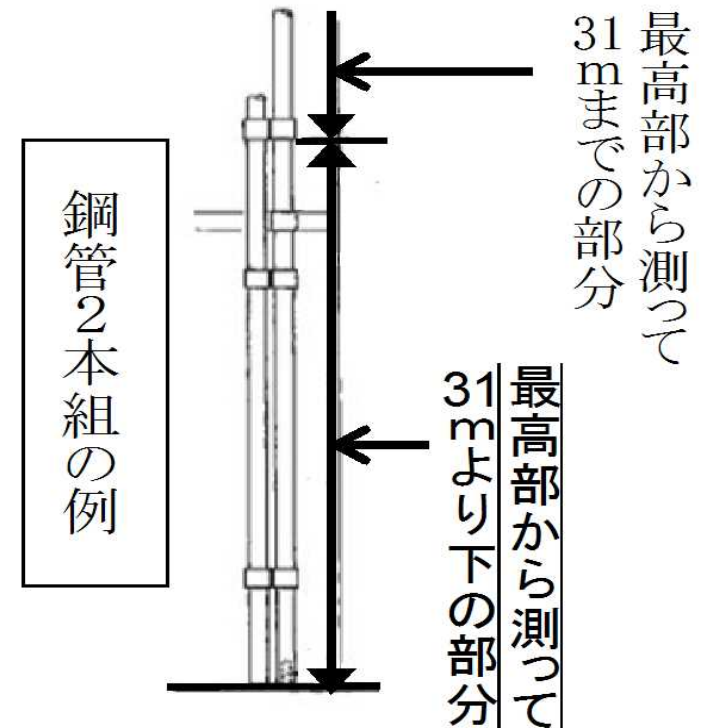
3. 鋼管足場に係る規定の見直し（安衛則：第571条）

安衛則第571条で定める鋼管足場の内、単管足場（くさび緊結式足場も含まれます。）に係る第1項第3号の規定を見直し、建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地について、以下のように改正されました。

《改正条文》

建地の最高部から測って31メートルを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすること。

ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときはこの限りではない。



4. 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加（安衛則：第36条関係） **足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の墜落防止対策**

足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業※の業務を除く。）が、安衛法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務となり、安衛則第36条で定める「特別教育を必要とする業務」に追加されました。但し、特別教育の実施にあたっては、以下のとおり経過措置が設けられています。

附則 第2条（特別教育に関する経過措置）

事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則第36条第39号に掲げる業務に従事している者については、平成29年度6月30日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法第59条第3項の特別教育を行うことを要しない。

（平成27年3月5日付官報より抜粋）

4. 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加（安衛則：第36条関係）
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務の墜落防止対策

なお、次に掲げる該当者は、特別教育の科目の全部について省略することができます。

- (1) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (2) 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- (3) とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (4) とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

（平成27年3月31日付通達 基発0331第10号より抜粋）

5. 注文者の点検義務の充実（安衛則：第655条及び第655条の2関係） 足場及び作業構台の点検に関する元方事業者等の責務

安衛則第655条（足場についての措置）及び第655条の2（作業構台についての措置）で定める注文者（足場の組立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等）が行わなければならない点検に、「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」が追加されました。

※「一部解体若しくは変更」の解釈については、通達で示されています。

また、点検の結果及びその結果に基づいて修理等の措置を講じた場合の内容を記録し、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければなりません。

（平成21年3月11日付通達 基発第0311001号）

「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

労働災害の一層の防止のために 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく措置

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）、平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

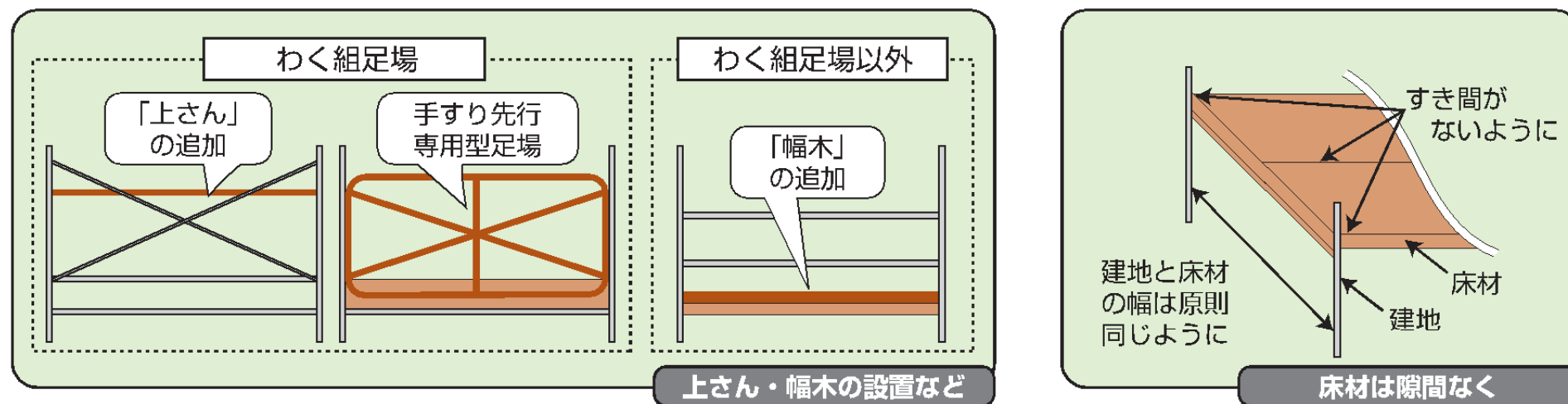
足場の組立図を作成し、手すり等の足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」を講じましょう。

下図にあるような「より安全な措置」を講じましょう。

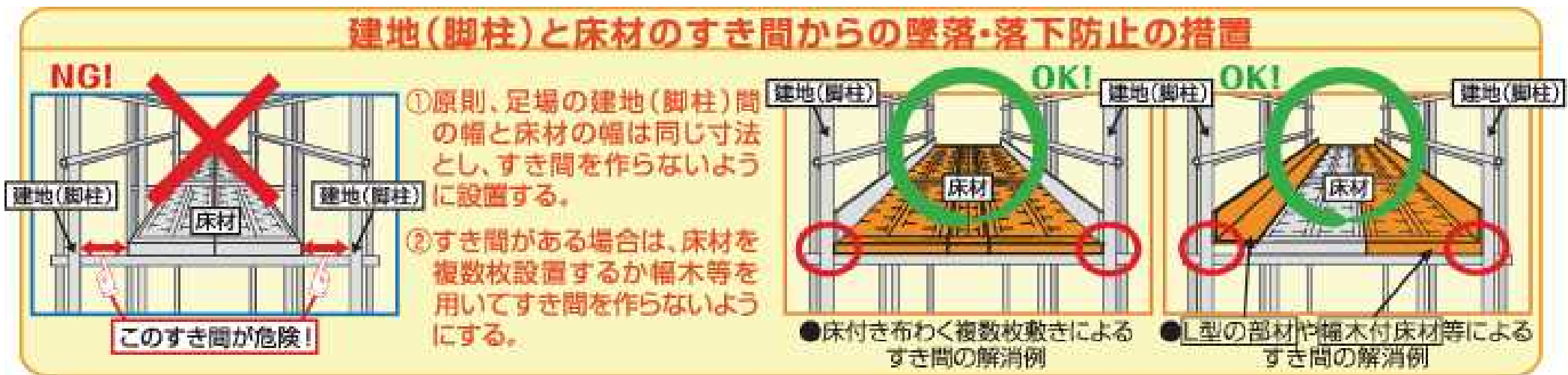


1. 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除いて、次の措置を講じましょう。
 - ①わく組足場においては、下さんの代わりに、高さ15センチメートル以上の幅木[※]を設置
※なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ②わく組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木等を設置
2. わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

§ 2. 手すり先行工法等の「より安全な措置」

建地(脚柱)と床材のすき間からの墜落防止措置

足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置する。



4 足場の点検は十分な知識・経験を有する方、組立て等作業の当事者以外の方が行いましょう。

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ①足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者により、チェックリストを作成し、これに基づき点検を行いましょう。
- ②足場の組立て等の作業に直接従事した以外の者が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

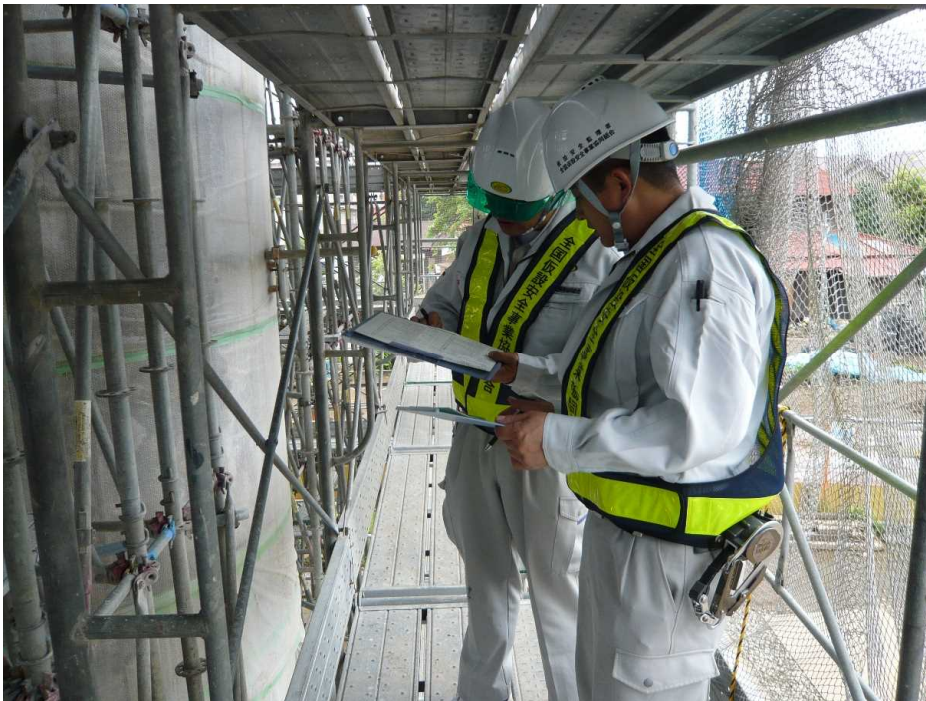
5 足場で作業を行う労働者等の安全衛生意識の高揚を図りましょう。

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備の排除、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

§ 2. 手すり先行工法等の「より安全な措置」

足場等の種類別点検チェックリストの作成

- 当該足場の組立て、監督・指導等に直接関わった当事者以外の十分な知識と経験を有する者による点検の実施。



全国仮設安全事業協同組合の仮設安全監理者資格証

組合員向け

AESS 仮設安全監理者資格証

組合員名
氏名
資格証番号

発行日

全国仮設安全事業協同組合

分類	製品	工 作 物					
		仮設工事設計安全監理者			仮設工事施工安全監理者		
有無	資格の種類	足場	型枠支保工	養生	足場	型枠支保工	養生
		○	仮設構造物安全監理者	○	○	○	○
○	専用足場	○	○	○	○	○	○
○	システム足場	○	○	○	○	○	○
○	専用型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	養生一般	○	○	○	○	○	○
○	専用足場	○	○	○	○	○	○
○	建て方足場	○	○	○	○	○	○
○	専用型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	養生一般	○	○	○	○	○	○
○	コンドロー	○	○	○	○	○	○

建設業者向け

AESS 仮設安全監理者資格証

所属先名
氏名
資格証番号

発行日

全国仮設安全事業協同組合

分類	製品	工 作 物					
		仮設工事設計安全監理者			仮設工事施工安全監理者		
有無	資格の種類	足場	型枠支保工	養生	足場	型枠支保工	養生
		○	仮設構造物安全監理者	○	○	○	○
○	専用足場	○	○	○	○	○	○
○	システム足場	○	○	○	○	○	○
○	専用型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	養生一般	○	○	○	○	○	○
○	専用足場	○	○	○	○	○	○
○	建て方足場	○	○	○	○	○	○
○	専用型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	懸吊システム型枠支保工	○	○	○	○	○	○
○	養生一般	○	○	○	○	○	○
○	コンドロー	○	○	○	○	○	○

研修会等修了証

AESS
全国仮設安全事業協同組合

氏 名

資格証番号

所属会社

連絡先

足場等の種類別点検チェックリスト(80種類)

001

仮設工事施工安全監理検査 メーカー・機材別点検表

検査日時：平成 年 月 日 () am/pm : ~ :

元方事業者名： _____

作業所/現場名： _____

検査工区： _____

仮設安全監理者名： _____ 印 資格証番号： _____

延べ掛り： _____ m 高さ _____ m × 幅 _____ m 層数 × スパン _____

収受者印

メーカー名：アルインコ株式会社 ホリー株式会社
日工セック株式会社 ACCESSメーカー部会

専用足場①

分類	点検項目	点検内容	判定	判定	備考
基礎	基礎の状態	1 不備なところがないか(目視による)	良否	良否	
		2 基礎の支持力は十分か	良否	良否	
	敷板・敷角	3 地面上に建てる場合：敷板、敷角を使用しているか	良否	良否	
基礎との固定状態	4 ベースは敷板、敷角にクギ等で固定されているか	良否	良否		
	5 ジャッキベース類	ジャッキベース類のレベルは正しいか	良否	良否	
脚柱とジャッキベース	6 ジャッキ	脚柱は正しくジャッキベースに差し込まれているか	良否	良否	
	7 ベース	ハンドルと建地下端の間に遊びはないか	良否	良否	
滑動防止	根がらみ	8 コンクリート基礎に直に設置する場合：根がらみは直角2方向に取付けられているか	良否	良否	
		9 一方にのみ敷板等が使用されている場合：敷板等と直角方向に根がらみが設けられているか	良否	良否	
建地の間隔	建地	10 建地の間隔は指定どおりか	良否	良否	
建地のジョイント		11 固定ピンは正しく挿入されているか又は抜ける恐れはないか	良否	良否	
		12 指定された間隔に設けられているか	良否	良否	
		13 固定方法は正しいか	良否	良否	
水平拘束	壁つなぎ	14 使用した部材の強度は十分か	良否	良否	
		15 作業通路が設けられているか	良否	良否	
安全設備		16 開口部に手すりや安全ネットが設けられているか	良否	良否	
		17 幅木、メッシュシート又は防網が設置されているか	良否	良否	
落下防止	幅木等	18 建地はまっすぐに組みあがっているか	良否	良否	
最終確認	組立図基	19 部材の組み忘れはないか	良否	良否	
		20 組立図通りに部材の配置、取付けが行われているか	良否	良否	

(注意) この点検は、今後の安全を保証するものではありません。
安全点検に係る対人・対物賠償責任保険付保済。



認証元：全国仮設安全事業協同組合
発行元：仮設安全監理者センター

①仮設安全監理者控え

わく組式足場の場合		わく組式	
分類	点検項目	点検内容	判定
交さ筋かい等の取付け	交さ筋かい等	21 交さ筋かい等は全段に亘って設けられているか	良否
		22 指定のスパン毎に設けられているか	良否
		23 交さ筋かいはグラビティロックに正しく固定され、抜け止めは正常に作動するか	良否
作業床	床付き布わく	24 つかみ金具の外れ止めはロックされているか	良否
		25 手すりわくを用いないときは、交さ筋かいに加え、下さん又は幅木及びび上さんが設置されているか(同等の措置含む)	良否
手すり等	後踏み側(外側)	26 交さ筋かいに加え、下さん又は幅木及びび上さんが設置されているか	良否
		27 妻側	手すり・中さん及び幅木が設置されているか
	先手すりわく	28 先手すりわくは、二段手すりの機能を有しているか	良否
		29 わく組足場において2層目から後踏み側(外側)に計画図通りに設けられているか	良否
	幅木付先手すりわく	30 位置決め金具が建わく横架材に架かっているか	良否
		31 下部金具が正しく建わくに締結されているか	良否
		32 上部金具が建わくに正しく突当であるいは、懸架されているか	良否
		33 床付き布わくが、各層各スパンに設置されているか	良否
		34 梁わくを使用している場合、梁わく上部、両端3層以内に交さ筋かいを使用しているか	良否
		35 わく組式型枠保工に交さ筋かいを兼ねる手すりわくを使用していないか	良否
36 床付き布わく設置後、幅木に付いているふきざ板を解除し、すき間が無くなる様セットされているか	良否		
単管足場の場合		単管	
水平つなぎの取付け	水平つなぎ	21 水平材等の設置間隔は組立図通りか	良否
斜材の取付け	斜材(大筋かい)	22 交さ筋かい等は全高さに亘って設けられているか	良否
		23 つかみ金具の外れ止めはロックされているか	良否
作業床	床付き布わく 長尺足場板	24 足場板間の隙間は3cm以下か	良否
		25 足場板は3以上の支持物に掛渡されているか	良否
		26 支点からの突出部の長さは10cm以上、足場板寸法の1/18以下か	良否
		27 足場板の重ね部は支点上にあり、重ねた部分は20cm以上あるか	良否
		28 足場板の重ね部は固定されているか	良否
		29 ブラケットは正しく固定されているか	良否
手すり等	手すり・中さん	30 前踏み側(駆体側)、後踏み側(外部側)、妻側に手すり・中さんが設けられているか	良否
		31 墜落防止用の高さ15cm以上の幅木が設置されているか	良否
幅木	先手すりわく	32 先手すりわくは、二段手すりの機能を有しているか	良否
		33 2層目から後踏み側(外側)に計画図通りに設けられているか	良否
		34 位置決め金具が建地・横架材に架かっているか	良否
緊結部	緊結金具	35 取付金具が正しく締結されているか	良否
		36 水平つなぎ、斜材等は緊結金具(クランプ)で強固に締め付けられているか	良否

足場の安全確認に関する看板



「足場安全点検履歴の証」

- 仮設安全監理者が足場の種類に応じたチェックリストに基づき点検した現場には、「足場安全点検履歴の証」の看板を掲示し、点検の信頼性を担保いたします。

「足場安全点検履歴の証」(掲示板)には、点検を実施した仮設安全監理者の氏名、資格証番号や所属会社名を明示し、点検の履歴を明らかにすることとしているので、現場での安全活動を広くPRすることにも役立ちます。

元方事業者名	アクセス建設株式会社
作業所名（工区別）	ACCESSビル改修工事

足場安全点検履歴の証

この掲示板は、下記に基づく足場等安全点検の履歴の「証」です。

- ① 足場の安全点検は義務であること（労働安全衛生規則第567条第1項）。
- ② 点検実施者は「足場の点検について、十分な知識・経験を有する者」であること（厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達〈平成21年4月24日付 基安発第0424001号〉）。なお、仮設安全監理者はこれに該当します
- ③ チェックリストは使用する足場等の種類等別の専用のものであること（同通達）。
- ④ 点検結果等については、チェックリストに記録し保存することが義務であること（同規則第567条第3項）。


点検実施日	足場等の種類及び設置規模	点検実施理由	点検対象		
			倒壊・崩壊 防止措置	人の墜落 防止措置	物の落下 防止措置
・	わく組/くさび/単管/つり/その他の足場/支保工/ベント/架設通路/作業構台/ 養生（水平・垂直） 設置規模：	組立後使用前/変更後（一部解体含む）/ 悪天候後/地震後/ コンクリート打設前/養生部材設置後			
・	わく組/くさび/単管/つり/その他の足場/支保工/ベント/架設通路/作業構台/ 養生（水平・垂直） 設置規模：	組立後使用前/変更後（一部解体含む）/ 悪天候後/地震後/ コンクリート打設前/養生部材設置後			
・	わく組/くさび/単管/つり/その他の足場/支保工/ベント/架設通路/作業構台/ 養生（水平・垂直） 設置規模：	組立後使用前/変更後（一部解体含む）/ 悪天候後/地震後/ コンクリート打設前/養生部材設置後			
備考：					

点検実施者	仮設安全監理者氏名	安全 太郎	仮設安全監理者 資格証番号	00000
	所属会社名	仮設安全 株式会社	連絡先	03-3639-0641



認証元：仮設安全監理者センター 足場安全点検に係る〔対人・対物賠償責任保険及び傷害保険〕付保済

「足場安全点検履歴の証」設置例

元方事業者名	川田建設株式会社		
作業所名（工区別）	付替県道8号橋上部工事		
足場安全点検履歴の証			
この掲示板は、下記に基づく足場等安全点検の履歴の「証」です。			
① 足場の安全点検は義務であること（労働安全衛生規則第567条第1項）。			
② 点検実施者は「足場の点検について、十分な知識・経験を有する者」であること（厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達「平成21年4月24日付 基安発第0424001号」）。なお、仮設安全監理者はこれに該当します。			
③ チェックリストは使用する足場等の種類等別の専用のものであること（関連通達）。			
④ 点検結果等については、チェックリストに記録し保存することが義務であること（同規則第567条第3項）。			
点検実施日	足場等の種類及び設置規模	点検実施理由	点検対象
2/6・29	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模 DI 架設箇所	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	点検対象 点検、点検人の署名等の落下防止措置の取止等
	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
点検実施者	仮設安全監理者氏名 水谷 荘二／佐藤 淳一	仮設安全監理者 資格証番号 00397/00186	
	所属会社名 日綜産業株式会社	連絡先 03-3668-3271	
 認証元：仮設安全監理者センター 足場安全点検に係る【対人・対物賠償責任保険及び傷害保険】付保済			



労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成 21年 6月 2日
保険関係成立記号番号	13-1-18-630059
工事期間	自平成 21年 6月 1日 至平成 21年 8月 5日
保険加入者の住所氏名	武蔵野市境南町2-4-15 昭研工業株式会社 金子 武文
注文者の氏名	東京都住宅供給公社 幸田 昭一理事長
事業主代理人の氏名	山口 司朗

元方事業者名	昭研工業株式会社		
作業所名（工区別）	新登建機三丁目第2アパート鉄部塗装工事		
足場安全点検履歴の証			
この掲示板は、下記に基づく足場等安全点検の履歴の「証」です。			
① 足場の安全点検は義務であること（労働安全衛生規則第567条第1項）。			
② 点検実施者は「足場の点検について、十分な知識・経験を有する者」であること（厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達「平成21年4月24日付 基安発第0424001号」）。なお、仮設安全監理者はこれに該当します。			
③ チェックリストは使用する足場等の種類等別の専用のものであること（関連通達）。			
④ 点検結果等については、チェックリストに記録し保存することが義務であること（同規則第567条第3項）。			
点検実施日	足場等の種類及び設置規模	点検実施理由	点検対象
2/6・29	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	点検対象 点検、点検人の署名等の落下防止措置の取止等
	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
	わく編（くび／巻掛）／つ／その後の点検、足保工（ペント）／架設箇所／作業種別 敷土（水沖／巻掛） 設置規模	点検実施理由、変更後（一部解体含む）／ 架設箇所、変更後、 コンクリート打設前、養生部材設置後	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
点検実施者	仮設安全監理者氏名 水谷 荘二／佐藤 淳一	仮設安全監理者 資格証番号 00397/00186	
	所属会社名 日綜産業株式会社	連絡先 03-3668-3271	
 認証元：仮設安全監理者センター 足場安全点検に係る【対人・対物賠償責任保険及び傷害保険】付保済			

墜落防止措置の注意事項

1. 手すり及びびさん(中さん)の材質
2. 足場の躯体壁側の措置
3. 足場昇降階段及び仮設通路

注1. 手すり及びびさん(中さん)の材質

「わく組足場」又は「わく足場以外の足場」に設置する
手すり及びびさん(中さん)等は、棒状の丈夫な部材を
いい、**繊維ロープ等の可撓性^{カトウ}の材料は認められない。**
(平成21年3月11日 基発第0311001号<抜粋>)

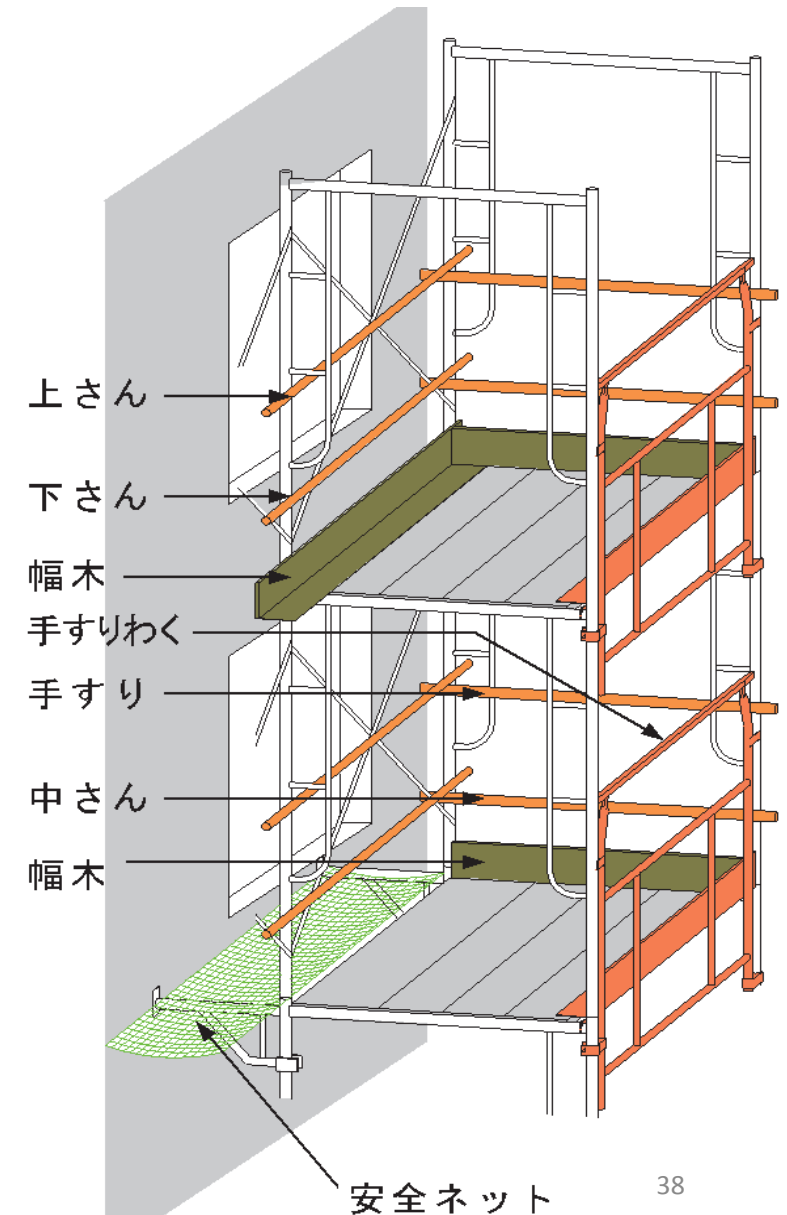
注)可撓性とは、曲げたり、たわみを持たせることが出来る性質

注2. 足場の躯体壁側の措置

以下の場合などにおいては、足場の躯体側にも

- I 労働安全衛生規則 及び
- II 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱
に示す同じ措置が必要。

※防網(層間ネット)は、物の落下防止措置の他、作業の都合上臨時に手すり、中さん、幅木等を外す場合又は、手すり等が設けられない箇所へ措置するものであり(安全带併用)、手すり、中さん幅木等に直接、代わるものではありません。



注3. 足場昇降階段及び架設通路

足場内の昇降階段は、架設通路と見なされており、手すり及び中さんの設置が必要です。

併せて、階段開口部手すりの設置も必要となります。

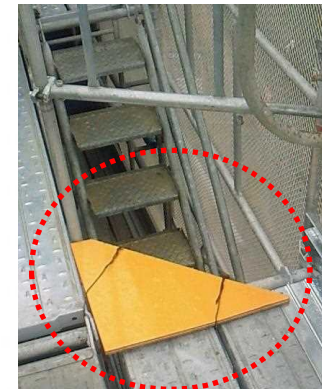
手すり及び中さんを設置した
昇降階段の例



階段開口部手すりの例



階段開口部手すりの
すき間を塞いだ例



【参考】 建設工事別の安全対策

1. 法面からの墜落・転落災害防止対策

- 昇降設備、構台等の設置

現状：一般的な施工風景

- 親綱(命綱)のみに頼った作業



現状：一般的な施工風景

- 熟練技能を有する構台設備(単管・クランプ式)



• 熟練工の経験、感覚に依存

• 強度検討による安全性の確認？

• 強度検討に基づいた施工図による組立？



現状：一般的な施工風景

- 狭隘で凸凹な重機の作業路



斜面・法面工事に用いた仮設設備

国土交通省土木工事共通仕様書

平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

第1編 共通編

第1章 総則

1-1-26 工事中の安全確保

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、**JIS A 8972(斜面・法面工事に用いた仮設設備)**を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

I 発注者が実施する対策

3. 法面からの墜落事故防止重点対策
- ・ 大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972(斜面・法面工事に用いた仮設設備)**による**昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

II 関係業団体が実施する対策

4. 法面からの墜落事故防止重点対策
- (1) 昇降設備の設置の推進
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて**JISA8972(斜面・法面工事に用いた仮設設備)**による**昇降設備、構台等を設置し、施工することを推奨する。**
- (2) 法面工事における適切な作業計画の作成と周知
- ・ 関係業団体は、会員各社に対して、**法面工事の施工にあたり、十分な知識と経験を有する者により作業計画を作成するとともに、作業計画の内容の周知徹底するよう働きかける。**

JIS A8972(斜面・法面工事用仮設設備)に基づく墜落・転落事故防止対策

【ハード面の対策】

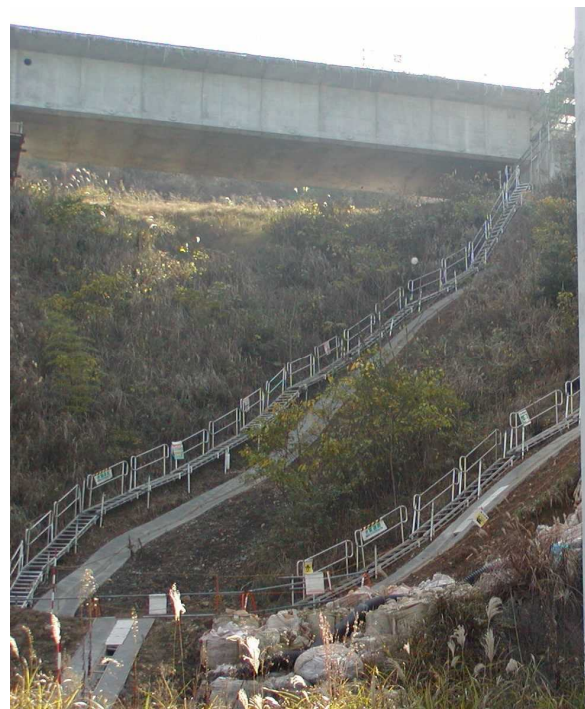
- 墜落防護設備の設置
- 昇降設備および歩廊設備の設置
- 機械構台設備・機械移動構台設備の設置

【ソフト面の対策】

- 施工計画の策定(=足場計画の作成)
- 設計図書の充実(=計算書に基づく施工図の作成)
- 足場安全点検者によるチェックリストに基づく安全点検の実施

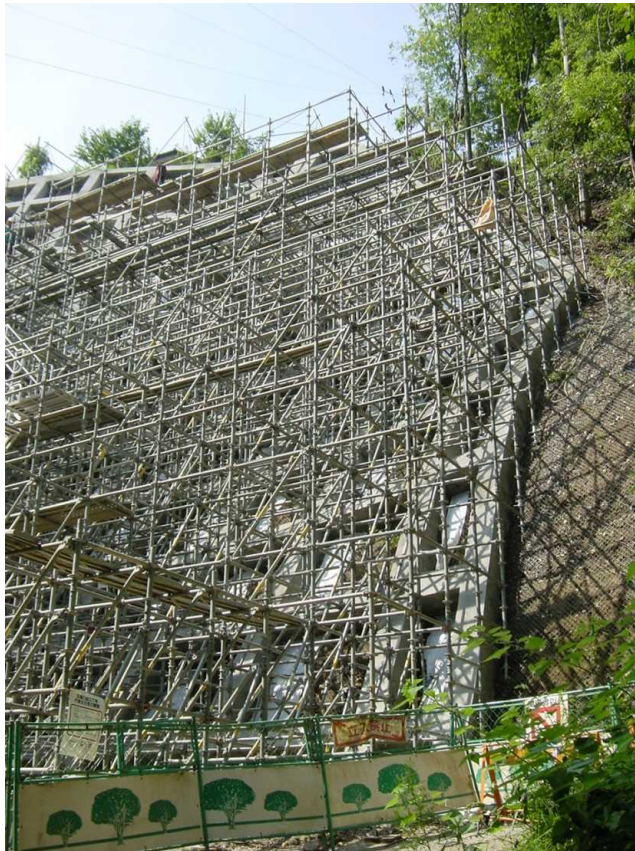
斜面・法面からの墜落・転落防止対策例 【ハード面】

- ・昇降設備による安全通路の確保



斜面・法面からの墜落・転落防止対策例 【ハード面】

- ・ 機械構台設備



斜面・法面からの墜落・転落防止対策例 【ハード面】

- ・機械移動構台設備



応用例：災害時仮復旧工事道路



2. 屋根からの墜落・転落災害防止対策

- 建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置

屋根工事前足場(官庁営繕関係)

建築工事安全施工技術指針

第Ⅱ編 一般・共通事項

第2章仮設工事

(足場)

第7

3 屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、**JISA8971(屋根工事前足場及び施工方法)による足場及び装備機材の設置を検討すること。**

「平成25年度における営繕工事
事故防止重点対策の実施について」

2 屋根工事等に係る安全対策

屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、**建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJISA8971(屋根工事前足場及び施工方法)による足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。**

屋根工事用足場(公共住宅関係)

公共住宅建設工事共通仕様書
平成22年版

公共住宅の建設工事重点対策
平成25年度

1. 3. 1(足場、その他)

3 屋根面等からの墜落事故防止策として、必要に応じ、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等のJISA8971(屋根工事用足場及び施工方法)による足場及び装置機材を設置しなければならない。

2.足場に関連する日本工業規格としては、「鋼管足場(JISA8951)」、「先行形手すり(JISA8961)」、「つま先板(JISA8962)」等その他、**屋根工事は「屋根工事用足場及び施工方法(JISA8971)」の施工標準に基づき、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護柵等の設置を推進すること。**なお、日本工業規格の内容については、日本工業標準調査会のHP(<http://www.jisc.go.jp/>)を参照されたい。

JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づく墜落・転落事故防止対策

【ハード面の対策】

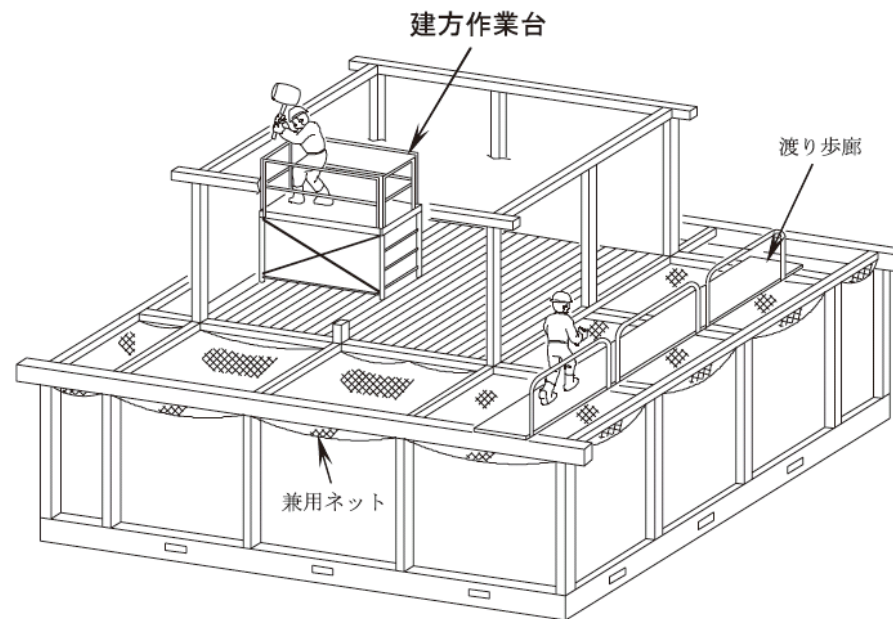
- 建方作業台の設置
- 渡り歩廊の設置
- 墜落防護棚の設置
- その他具備すべき足場(昇降設備)の設置

【ソフト面の対策】

- 施工計画の策定(=足場計画の作成)
- 設計図書の充実(=計算書に基づく施工図の作成)
- 足場安全点検者によるチェックリストに基づく安全点検の実施

1. 建方作業台の設置

柱、梁、母屋、桁等の建方時の足場



2. 渡り歩廊の設置

横移動時の足場又は作業床となる手すりを具備した渡り歩廊(陸屋根及び勾配のある屋根)



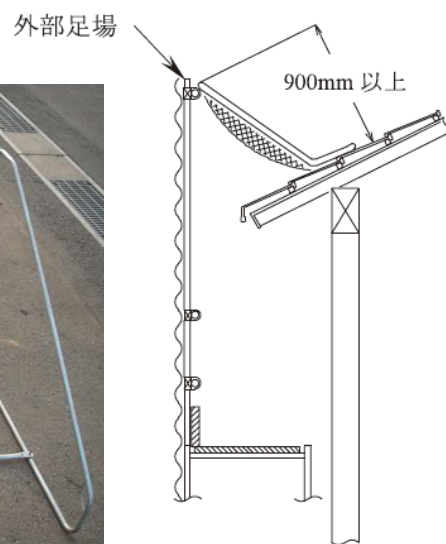
渡り歩廊の例(アルミ製)



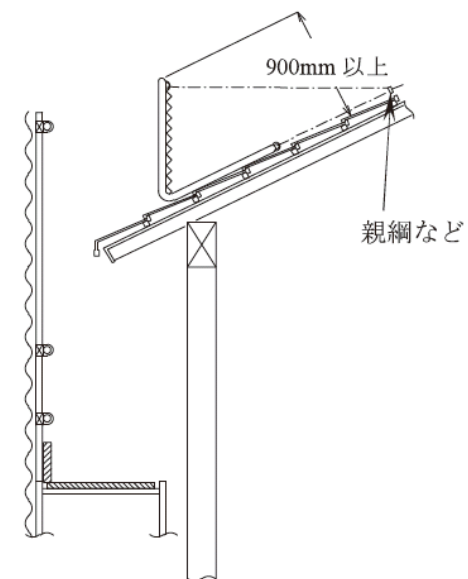
陸屋根の渡り歩廊の例(アルミ製)

3. 墜落防護柵の設置

屋根面での人体滑落及び外部足場等への衝突を防ぐ墜落防護柵(物の飛来・落下防止も兼ねる)



a) 外部足場取付形



b) 屋根面接設置形

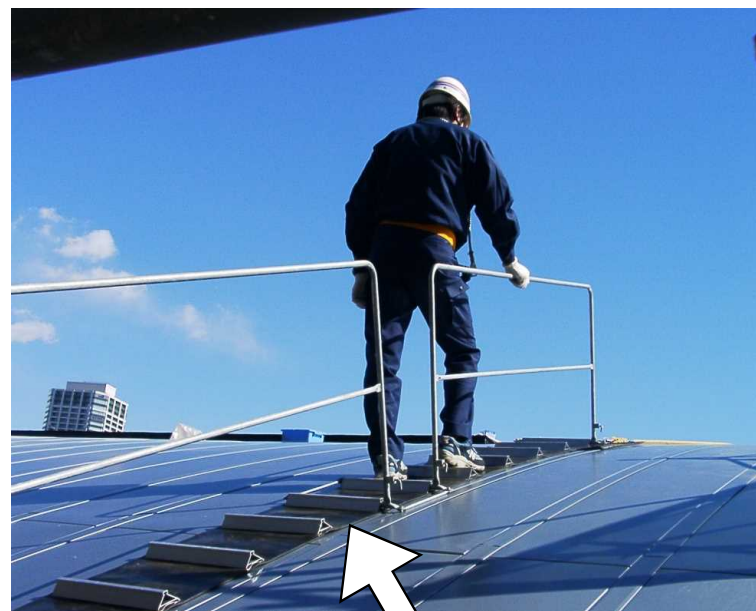
墜落防護柵の例

4.その他具備すべき足場(昇降設備)の設置

手すりを具備した階段等の屋根面昇降設備(勾配のある屋根)



昇降設備の例(アルミ製)



昇降設備の例(ゴム製)

墜落防護用支柱の例



3. その他

- ◎作業の省力化策および省技能化（技能者の減少）
- ・システム吊り足場
- ・移動昇降式足場

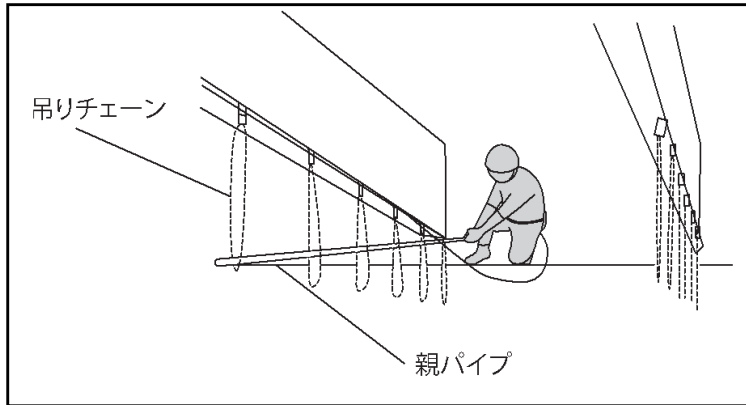
- 吊り足場(在来工法)

在来工法と完成した足場状態

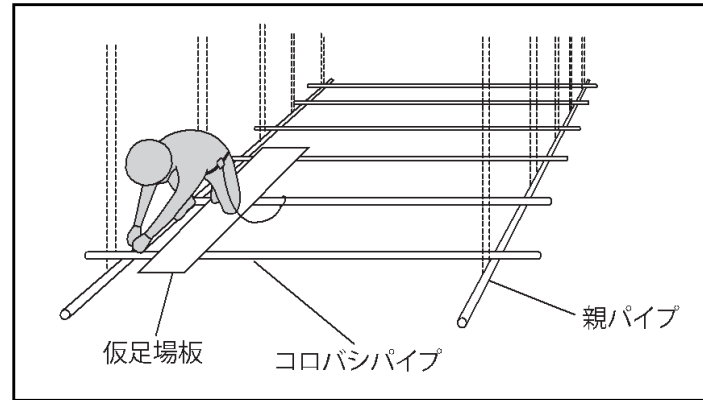


● 吊り足場(在来工法)

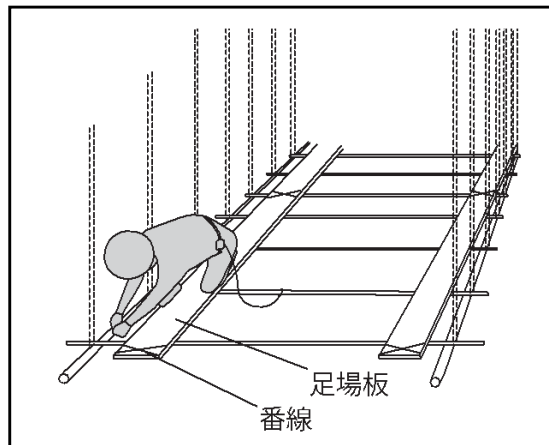
手順①: チェーンに親パイプを取付ける



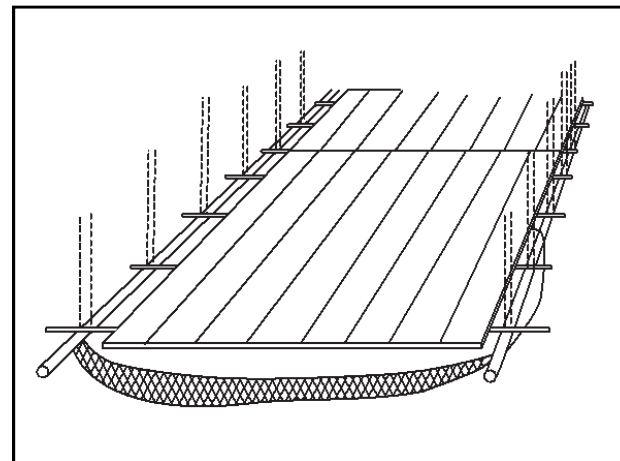
手順②: 親パイプにコロバシパイプを取付ける



手順③: 足場板を敷く



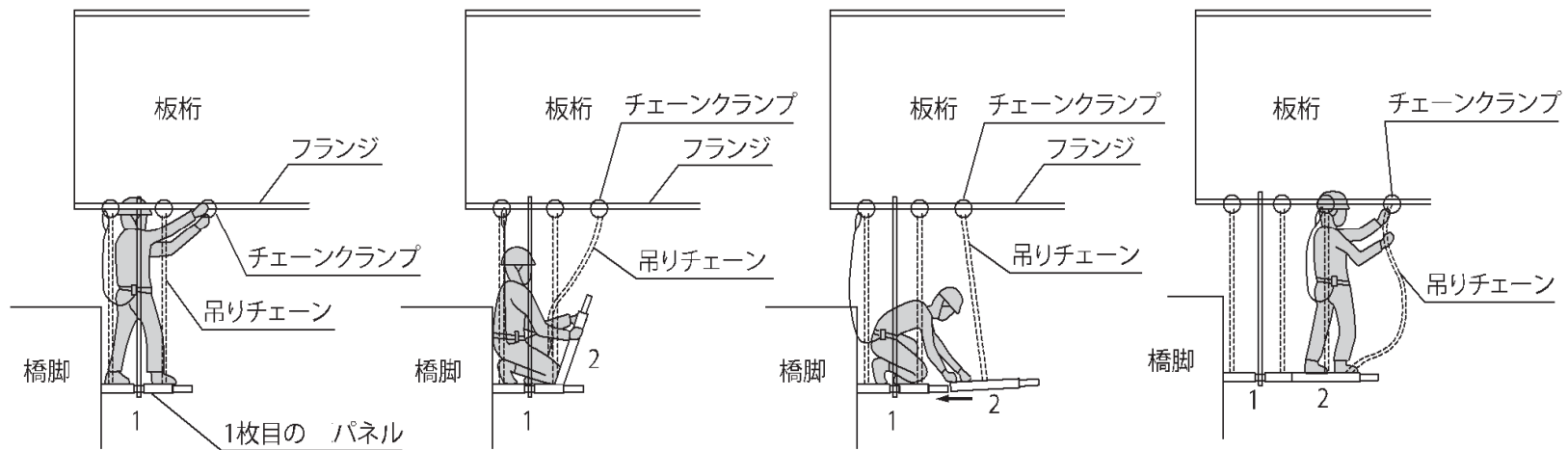
手順④: 落下防止ネットを張り足場板を全面に敷く

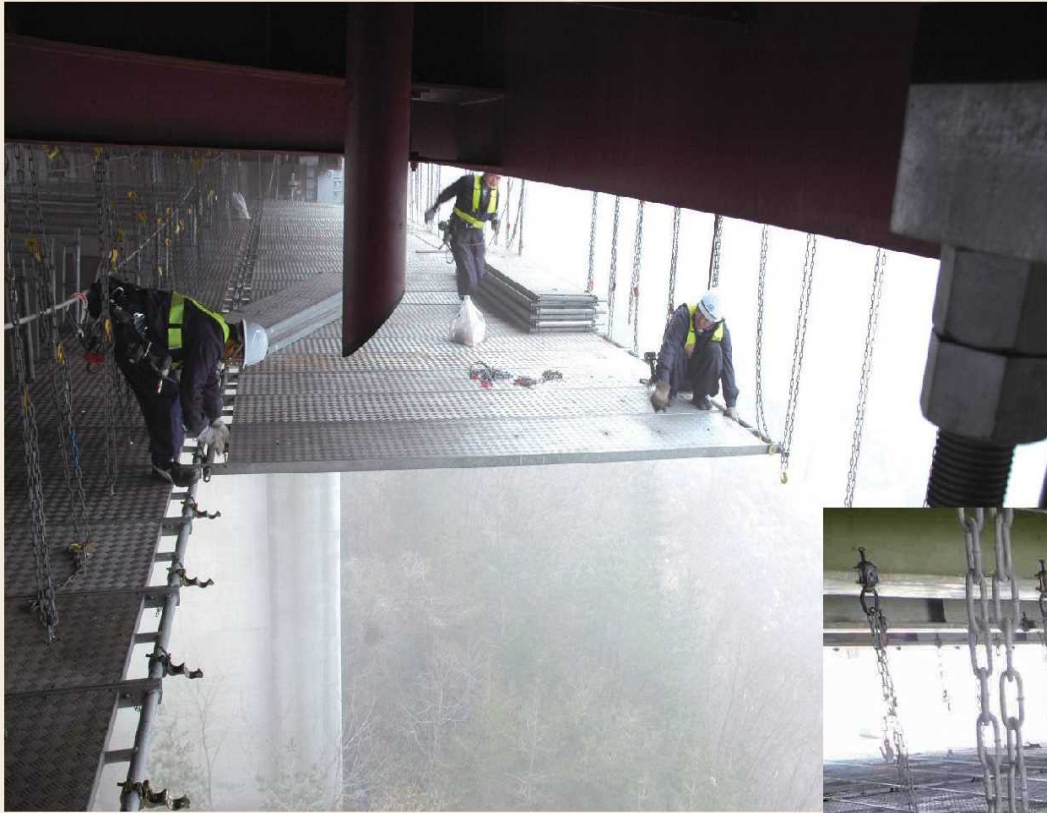


吊り足場（在来工法）での事故例

- 足場の組立、解体中の事故
 - ※固定されていない足場板に乗り、天秤状態となって墜落
 - ※端部のころばしを取付ける際に身を乗り出して墜落
- 足場上での作業中の事故
 - ※サンドブラスト用の砂を分散せず集積したため荷重オーバーとなり、足場が崩れ一緒に墜落
 - ※吊り足場に設けた手すり、中さん及び幅木のない荷揚げ用開口部から誤って墜落

システム吊り足場

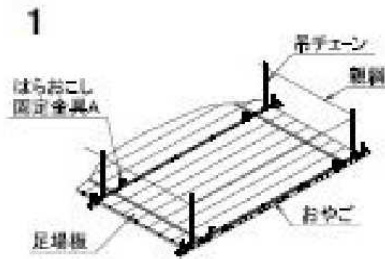




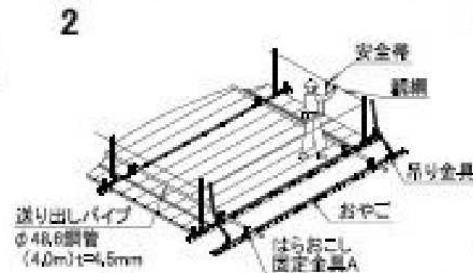
システム吊り足場



システム吊り足場

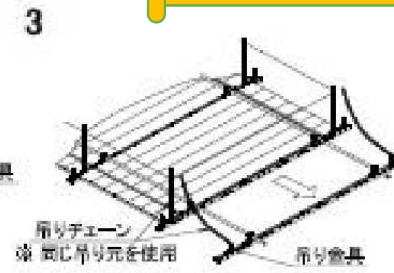


- 1 組みあがった吊り足場のオヤゴにハラオコシ固定金具Aを4ヶ所取り付ける。

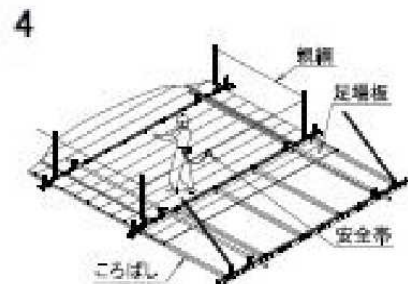


ハラオコシ固定金具に送り出しパイプをセットする。

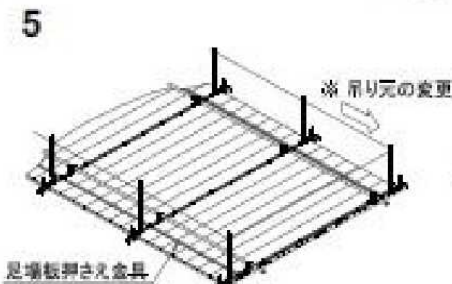
送り出しパイプに、送り出す吊り足場のオヤゴにハラオコシ金具をセットしオヤゴを取り付ける。



- 1 上部(桁フランジ等)にチェーン吊り金具を取り付け、吊りチェーンをセットする。
- 2 送り出すオヤゴに吊り金具を取り付け、送り出し用の吊りチェーンをセットする。
- 3 所定の位置まで、送り出しパイプでオヤゴを送り出す。



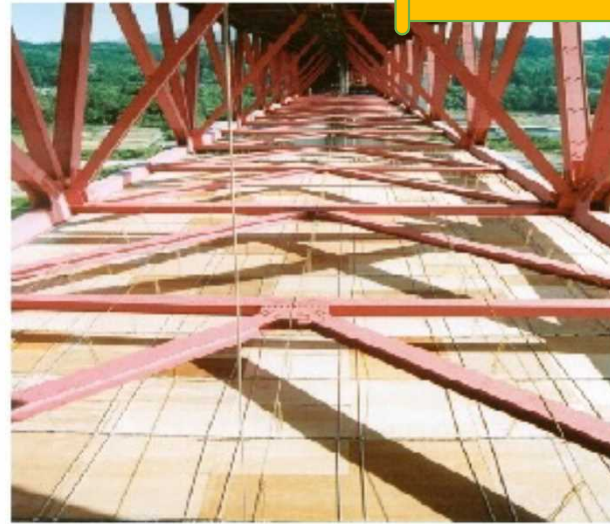
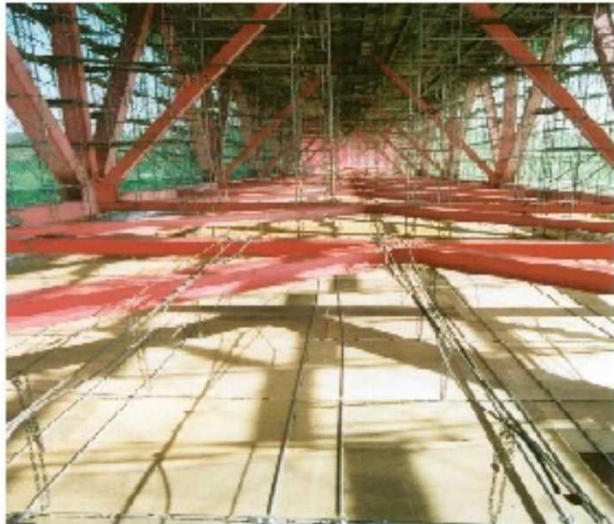
- 1 所定の位置まで、送り出しパイプでオヤゴを送り出す。
- 2 コロバシを取り付ける。



- 1 足場板を、手前から敷き詰める。
- 2 作業員が乗り込み、送り出したオヤゴ垂直上に吊り変え用の吊り金具、吊りチェーンをセットする。
- 3 送り出したオヤゴに、吊り変え用吊りチェーンをセットし、ななめ吊り(送り出し用チェーン)を取り外す。

以降1～5の作業を繰り返す

システム吊り足場

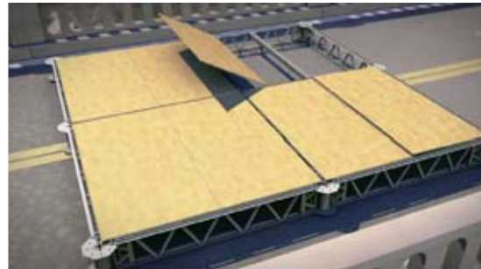


システム吊り足場

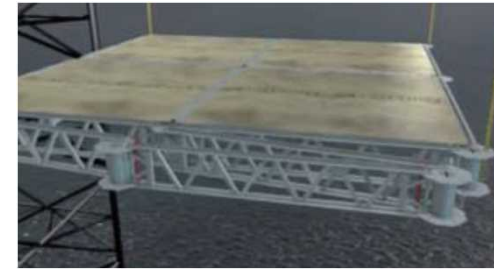
手順①: フレームを地組する



手順②: デッキパネルの取付



手順③: ユニットを吊り上げる



手順④: フレームを空中で水平展開する



手順⑤: デッキパネルの取付



手順⑥: デッキ固定プレート、専用手すり及び幅木を設置し、④以降を繰り返す

システム吊り足場





移動昇降式足場

タワーマンション
外壁修繕工事





移動昇降式足場

タワーマンション
外壁修繕工事





ライザー管補修工事

移動昇降式足場



水圧調整塔補修工事

正常化の偏見 (normalcy bias)

自分にとって都合の悪い情報を無視したり
過小評価してしまう人の特性

“事故には遭わないが宝くじには当たる”



“事故は他人に起きるもの”

その場で『怖い』と思っても長続きしない